緊急時の電話相談先

群馬子ども緊急相談 🎞 井8000

子どもの具合が悪くなったとき、保健師や看護師が電話 で相談に応じます。

受付時間

月~土曜日 日·祝·年末年始 18:00~翌朝8:00 9:00~翌朝8:00

ダイヤル回線、IP電話の場合は、 携帯電話から**☎**03-5524-8135 へ ※通話料は**有料**です

保険医療費の自己負担分を助

成

(福祉医

療制度

申請・

更新が必要です

申請・更新は **/月31日**火



☎26.2249(直通

健康福祉課 保険室 ▼問い合わせ先

上で受診してください。

0

度の仕組みや目的をご理解 まかなわれています。将来に わたり維持していくため、制 支えるため、皆さまの税金で 制度は、社会全体で子どもを 送付します。 中学生までの医療費無料化

度心身障害者で資格者証を持 ※該当者には7月中に通 請・更新の手続きをしてくだ つ人は、7月31日必までに申 知を

担分までを町が助成します。 ときに、健康保険証と一緒に 母子・父子家庭等の対象者、重 示すると、保険診療の自己負 **福祉医療費受給資格者証**を提 県内の医療機関を受診する

福祉医療費制度の対象者

区分		対 象 者	申請に必要なもの
子ども 出生時に申請		0歳~中学校3年生	□健康保険証 □印鑑
申請・更新手続きをしてください	重度心身障害者 (高齢重度障害者含む) 更新:3年に1度 ※ただし、精神通院医療適 用者は3年に1度とは限りません。	障害年金 1 級	□障害者年金証書 □健康保険証 □印鑑
		身体障害者 1・2・3 級 ※ 3 級は入院のみ	□身体障害者手帳 □健康保険証 □印鑑
		療育手帳A判定	□療育手帳 □健康保険証 □印鑑
		特別児童扶養手当1級	□特別児童扶養手当証書 □健康保険証 □印鑑
		精神通院医療適用者 ※精神通院のみ	□自立支援医療受給者証 □健康保険証 □印鑑
ください	母子・父子家庭等 更新: 1年に1度	・母子・父子家庭で18歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にある 児童とその扶養者 ・父母のいない18歳に達する日以後 の最初の3月31日までの児童 ※いずれも所得税非課税者	□健康保険証 □印鑑 □戸籍謄本(本籍地が町外の人) □平成30年度の所得課税証明書 (1月1日以降町に転入した人)



☎54.7744(直通 保健センター

各店へお問い合わせください 応の有無については、事前 から協力依頼をしますが、対 ※町内の各理容・美容店へ町 ▼問い合わせ先

ださい。 内の理容・美容店でご利用く ▼利用方法 はがきに署名・押印 の上 町

療育手帳所持者。

在宅の身体障害者手帳および

4月1日時点で、町に

住

む

者には、7月にはがきで交付 ▼対象者 します。(年間1枚のみ)

交付しています。 ある人に、理容美容利用券を 1枚2,000円分で、対象

町は、身体障害・知的障害の

知的障害のある人へ 理容美容利用券の交付

介護保険料・介護保険制度の改正

もとに見直されています。 や65歳以上の人の所得などを 護保険サービスにかかる費用 年です。介護保険料の額は、介 行われる**介護保険料の改定**の 平成30年度は、3年ごとに

保険料の金額となります。詳 額に割合をかけたものが介護 しくは下の表をご覧ください。 各所得段階に応じて、基準

860 介護保険制度改正

他の合計所得額が、 歳以上の人の年金収入+その ②本人を含めた同一世帯の65 得金額が220万円以上 満たす人が対象です。 3割となります。①②を両方 担割合が2割の人の中で、特 ①65歳以上で、本人の合計所 に所得の高い層の負担割合が 介護保険サービスの自己負

平成30~32年度(第7期)介護保険料

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、老齢年金受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45 =	32,400円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.75 =	54,000円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える人		
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9 =	64,800円
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額 =	72,000円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25 =	90,000円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.5 =	108,000円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.75 =	126,000円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×2.0 =	144,000円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2.25 =	162,000円

基準額

保険料(年額) 72,000円

地域包括支援センター ☎26:2247(直通) ンター、警察署のいずれか 役場)健康福祉課 高齢福祉 ▼問い合わせ先

54·4323

☎26.2247(直通) 健康福祉課 高齢福祉室 2人以上の場合➡あわせて **1人の場合**▶340万円以上

463万円以上 ▼問い合わせ先

> 高齢福祉室、地域包括支援 ▼提出先

で登録を行います。

ください。静脈情報は警察署

(上版) 2枚を添えて提出して

票・同意書)を記入し、顔写真 ·登録方法 登録用紙(個人 障害などにより行方不明と なるおそれがある人

・65歳以上の人

・認知症や認知症の疑

13 があ

る人

安心です。 ▼対象者

住所などが言えない場合でも 情報を登録でき、自分自身で のほかに、希望する人は静脈 す。顔写真や身体的特徴など 事前登録制度を実施していま 役立てるため、群馬県全域で 方不明者の早期発見・保護に 認知症や障害などによる行

登録しておくと安心です 認知症高齢者などの **事前登録制**



固定資産税…2期 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料

…1期

納期限7月31日②

ニエンスストアでも納付できます。 また、便利で確実な口座振替も ご利用ください。

軽減判定所得の 見直し

世帯(加入者と世帯主)の総 所得に応じて、均等割額・平等 割額が軽減される制度です。 地方税法の改正に伴い、5割・ 2割軽減の範囲が拡大されま した。

軽減割合	世帯(世帯主と加入者)の総所得		
7割軽減	33万円以下(改正なし)		
5割軽減	改正前	33万円+(27万円×加入者数)以下	
3 削牲/吸	改正後	33万円+(27万5千円×加入者数)以下	
つまはない代	改正前	33万円+(49万円×加入者数)以下	
2割軽減	改正後	33万円+(50万円×加入者数)以下	

※加入者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移 行した人も含みます。

課税限度額の 引き上げ

下の表は、改定後の税率・課税限度額での計算方法で す。医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分それぞ れを計算した金額の合算額が保険税額となります。

	医療保険分 (すべての被保険者)	後期高齢者支援金分 (すべての被保険者)	介護保険分 (40 ~ 64歳の被保険者)		
所得割	世帯の加入者全員の 課税所得金額×6.7%	世帯の加入者全員の 課税所得金額×2.2%	世帯の加入者全員の 課税所得金額×1.6%		
	※課税所得金額=前年の総所得金額ー基礎控除33万円				
均等割	世帯の加入者数×27,400円	世帯の加入者数×8,400円	世帯の加入者数×6,700円		
平等割	1 世帯につき25,800円	1 世帯につき9,200円	1 世帯につき7,600円		
課税限度額	改定前540,000円 ↓ 改定後580,000円	190,000円	160,000円		

※課税限度額を超える部分は課税されません。

引き上げが行われた地方税法の改正. 民健康保険税の見直 立に伴い、 軽減判定所得の見直

通知書を送付します。確認の上 れました。改定後の国保税につい 期 、限内に納付をお願いします。 しと いては、7月に納殺しと課税限度額6 税の



▶問い合わせ先 財務課 税務室 ☎26-2237(直通)









医療保険分 後期高齢者支援基金分 介護保険分

156,110円 51,260円 **37.280**[™] + + +

82,200円 **25,200**円 6,700円 +

25,800円 7,600円 9,200円 平等割

 $264,100_{\text{Pl}} + 85,600_{\text{Pl}} + 51,500_{\text{Pl}} = 401,200_{\text{Pl}}$

1期あたりの 国保税は 約44,500円



(端数切り捨て)

.額

療養費

\·高額介護

合

養費

限

が変 軍

70歳以上の人とは、

- ●70~74歳の国保加入者
- 後期高齢者医療被保険者 です。 (75歳以上のすべての人)



国民健康保険・後期高齢者医療保険の所得早見表(6~7ページ) 現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上 現役並み 現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上 課税所得145万円以上 現役並み所得者 [一般 課税所得145万円未満 非 非 民 税 低所得者 Ⅱ 住民税非課税

ひと月に支払った医療費が高額になった場合に、決められ た上限額を超えた分を払い戻す制度です。上限額は、個人も しくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成30年7月まで

1,3000 1,730. 0			
所得区分	外来+入院(世帯ごと) 外来(個人ごと)		
現役並み所得者	57,600円	80,100+ (医療費-267,000円) ×1% ※〈多数回44,400円〉	
一般	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 ※〈多数回44,400円〉	
低所得者	0 000III	24,600円	
低所得者 I	- 8,000円	15,000円	

平成30年8月から

低所得者 I

所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
四母位为	外来(個人ごと)	
現役並み 所得者Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※<多数回140,100円>	
現役並み 所得者 I	得者Ⅱ	
現役並み 所得者 I		
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 ※〈多数回44,400円〉
低所得者 II	8.000円	24,600円
低所得者 I	0,000	15,000円

世代 高額療養費・高額介護合算療養費の上限額が変更となります。 間 0 公平を図るものです。 。70歳以上の人は 平

ベ 7 0 人が安心して医療を受けられる社会を維持するため -成30年8月から

住民税非課税で、年金収入80万円以下など

※過去12カ月以内に、3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

養費とは?

医療費と介護保険サービスを 利用したときに支払った額を 世帯内で合算して、限度額を超 えた分が支給されます。

平成30年8月から

限度額

平成30年7月まで

所得区分

低所得者Ⅱ

低所得者 I

現役並み 所得者	67万円	
一般	56万円	

限度額



現役並み 212万円 所得者Ⅲ 現役並み 141万円 所得者Ⅱ 現役並み 67万円 所得者 I 一般 56万円 31万円 低所得者Ⅱ 低所得者 [※ 19万円

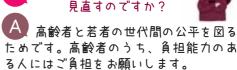
所得区分

※低所得者 I で介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、 限度額の適用方法が異なります。

31万円

19万円

なぜ高額療養費を



私は70歳以上なのですが、8月から 窓口で払う医療費が増えるのですか?

窓口で支払う医療費は、その月にど のくらい医療を受けるか、医療費が上限 額に達するかどうかによります。

窓口で支払う医療費(負担割合)も 見直されるのですか?

窓口負担割合の見直しは行いませ ん。今回見直しを行うのは、医療費の負 担が高額になった場合の月ごとの上限額 です。

▶問い合わせ先 健康福祉課 保険室 ☎26-2249(直通)

窓口で支払う医療費が高額になるとき

限度額適用認定証などの申請・更新

す。この制度を利用するには、 事代を減額する制度がありま を一定額に抑え、入院時の食 医療制度には、1カ月間にか 限度額適用認定証などの交付 かる医療費の窓口での支払い [民健康保険と後期高齢者

が高額になる人は、 院の予定がある人や、医療費 を受ける必要があります。入

事前に申請をしてく

ださい。なお、現在交 続き必要な場合は、 月31日必です。引き などの有効期限は7 付されている認定証

更新手続きを行って ※認定証などがなく ください。 ても、限度額を超え

日支給されます。 養費の申請により後 た支払額は、高額療 ▼手続き場所

> 認定証種別 限度額適用認定証

または限度額適用

限度額適用認定証

限度額適用

限度額適用:

標準負担額減額認定証

(H30年8月から新設)

標準負担額減額認定証

(H30年8月から新設)

標準負担額減額認定証

限度額適用認定証

(4)窓口

所得区分

70歳未満

現役並み

現役並み

所得者Ⅱ・Ⅰ

低所得者 I · I

所得者 Ⅱ・I

低所得者 II·I

健康福祉課

保険 室

□印鑑(スタンプ印 ▼必要なもの]保険証

国民健康保険

後期高齢者医療保険

た 歳以上

7

 $027 \cdot 256 \cdot 7125$

70 74 歳

手続き

認定証が必要な人は、

手続きをしてください。

認定証が必要な人は、 手続きをしてください。 ※ただし、前年度認定証の交付を 受け、今年度も該当する人には、

新しい被保険者証と一緒に送付

□写真付身分証明書 は通知カード のマイナンバーカードもしく □世帯主と認定証が必要な人

▼問い合わせ先

健康福祉課 保険室 ☎26.2249(直通

を交付する場合があります。 ないときは、医療費がいった 理由がなく納付状況が改善し 合があります。さらに、特別な 短い被保険者証を交付する場 滞納状況により、有効期間の ん**全額負担**になる資格証明書 臓器提供意思表示欄

します。

ことで、提供意思を表示でき 意思表示欄(任意)に記入する 被保険者証裏面の臓器提供

▼問い合わせ先

医療費の自己負担割合

群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎26:2249(直通 (役場)健康福祉課 保険室

> 平成31年7月末までの自己負担割合は、同一世帯の被保険者 の平成30年度の住民税課税所得により判定されます

間は1年間ですが、保険料の

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	EC1169.
所得区分	自己負担割合
現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ	3割
現役並み所得者 II・I のうち、①~③に該当する人 ①被保険者が同一世帯に 1 人で収入額が383万円未満の人 ②被保険者が同一世帯に 2 人以上で、収入額合計が520万円未満の人 ③同一世帯に70 ~ 74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満の人	申請により 1割
<u>一般</u> 低所得者 I · I	- 1割

※新しい被保険者証は7月下 険者証は使用できません。 月以降、今までの緑色の被保 1日から茶色になります。8 齢者医療被保険者証が、8月 医療機関で提示する後期高

短期被保険者証 通常、被保険者証 の更新期

旬に送付します。

後期高齢者医療被保険者証

新しい被保険者証は茶色です